

平成 24 年 10 月 29 日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
代表 03-5253-8111

建築士法第 14 条第 1 号から第 4 号までと同等以上の知識及び技能を有する
者を定める件の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントの
募集結果について

国土交通省では、平成 24 年 8 月 29 日から 9 月 27 日までの期間において、標記意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力頂きますよう、よろしくお願いいたします。

○建築士法第 14 条第 1 号から第 4 号までと同等以上の知識及び技能を有する者を定める件の一部を改正する告示案に
寄せられたご意見と国土交通省の考え方

寄せられたご意見	国土交通省の考え方
今回の改正により、特定専門課程を修めて中退した者は、所定の科目の単位を取得していたとしても受験資格を得られなくなるため、「職業能力開発総合高等学校の総合課程を修めて卒業した者」に受験資格を限る要件はなくすべき。	職業能力開発総合高等学校の特定専門課程において所定の科目を修めて卒業した者については、特定応用課程を修めていない場合であっても、本告示第 10 号における「職業能力開発総合高等学校において、所定の科目を修めて卒業した」という要件を満たすものと考えます。